

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人						
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万	千	円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②					
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③					人
期末の総従業員数	④					
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人						
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥					
差引 ⑤-⑥	⑦					
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧					
再差引 ⑦-⑧	⑨					
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩					
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪					
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫					
		特定内国法人				
		特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤				
		⑬				%
		非課税事業を併せて行う法人				
		国内における非課税事業に係る期末の従業員 数				
		⑭				人
		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数				
		⑮				

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係						
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑯	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉒	㉑					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ⑯+⑰-⑱	⑱						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係						
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑲-⑳)	㉒	兆	十億	百万	千	円
資本準備金の額	㉑						課税標準の特例に係る控除割合	㉓	—				
仮計 ⑲+㉑	㉒						未収金の帳簿価額	㉔					円
⑱と㉒のいずれか大きい額	㉓						総資産価額	㉕					
							課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉖	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第23項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉗	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額	㉘					
							法附則第9条第23項に係る額 ㉗-㉘	㉙					

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉚	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉛					人
外国の事業に係る控除額 ㉚×㉛/㉜	㉛						期末の総従業員数	㉜					
差引 ㉚-㉛	㉜						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人						
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉜×⑭/⑮	㉝						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉞					人
控除額計 ㉝+㉞	㉞						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉟					